

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ～「第一種特定製品の管理者」の講ずべき措置～

1 用語の定義

(1) 第一種特定製品

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の対象となる「第一種特定製品」は、次に掲げる機器のうち、冷媒としてフロン類が充填されているものが該当します。

❖ 業務用エアコンディショナー

❖ 業務用冷蔵機器・冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

各管理者において、設置又は点検業者等への確認等により、第一種特定製品に該当する機器の設置状況を把握してください。

(2) 管理者

第一種特定製品の「管理者」は、第一種特定製品の所有者その他第一種特定製品の使用等を管理する者が該当し、第一種特定製品の所有権の有無若しくは管理権限の有無によって解釈されます。

❖ 解釈

原則、所有権を有する者（所有者）が管理者となる。ただし、例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされている場合は、その者が管理者となる。なお、メンテナンス等の管理業務を委託している場合は、当該委託を行った者が管理者に当たる。

※所有者と使用者のどちらが管理者に当たるか不明確な場合は、当事者間で確認して明確とする必要がある。

□ 自己所有・自己管理：当該製品の所有権を有する者

□ リース・レンタル：リース・レンタル契約において管理責任を有する者

設置されている第一種特定製品について、管理者に該当するか確認してください。

2 第一種特定製品の管理者に課せられる主な内容

第一種特定製品の管理者が機器の使用等に際して取り組むべき判断の基準が定められており、フロン類漏えい量が相当程度多い場合、国（事業所管大臣）へのフロン類漏えい量等の年度報告等が定められました。

❖ 第一種特定製品設置及び使用する環境の維持保全（3(1)参照）

□ 点検・修理等を行う作業空間の確保等

□ 第一種特定製品の清掃等

❖ 第一種特定製品の点検（3(2)参照）

□ 簡易点検：3ヶ月に1回以上、すべての第一種特定製品を対象に実施

□ 専門点検：簡易点検の結果、漏えい又は故障等を確認した場合に実施

□ 定期点検：1年又は3年に1回以上、一定規模以上の第一種特定製品を対象に

実施

- ❖ 第一種特定製品からの漏えい時の措置（3(3)参照）
 - 漏えい又は故障等を確認した場合、点検又は修理等を実施
 - 点検又は修理等を実施する前のフロン類の充填の原則禁止
- ❖ 第一種特定製品の点検及び整備に係る記録及び保存（3(4)参照）
 - 点検、整備、修理内容及び廃棄等の記録
 - 整備又は廃棄時等の委託業者への記録の提示
 - 売却時の相手方への引き渡し
- ❖ フロン類漏えい量等の報告（4参照）
 - 一定規模以上のフロン類の漏えいがあった場合、漏えい量等を事業所管大臣へ報告

3 第一種特定製品の使用等に際して取り組むべき判断の基準

(1) 第一種特定製品の設置及び使用する環境の維持保全

① 設置場所

第一種特定製品の設置場所について、次のとおり定められています。

- ❖ 周囲に損傷等を与えるおそれのある著しい振動を発生する設備等がないこと。
- ❖ 周囲に点検及び修理の障害となるものがなく、点検及び修理を行うために必要な作業空間や通路等が適切に確保されていること。

各管理者において、点検業者等に確認するなど、第一種特定製品の設置場所の状況を把握し、対応してください。

② 使用環境

第一種特定製品の使用環境について、次のとおり定められています。

- ❖ 上記の設置場所の周囲の状況の維持保全を行うこと。
- ❖ 他の設備等を近接して設置する場合、損傷等その他の異常を生じないように必要な措置を講ずること。
- ❖ 定期的に凝縮器や熱交換器等の汚れ等の付着物を除去し、また、排水受けに溜まった排水の除去その他の清掃を行うこと。

各管理者において、点検業者等に確認するなど、第一種特定製品の設置場所の状況を確認し、対応してください。

(2) 第一種特定製品の点検に関する事項

① 簡易点検

すべての第一種特定製品を対象に実施することとされており、次のとおり定められています。

- ❖ 3月に1回以上、次の種類に応じた項目を点検すること。
 - エアコンディショナー：異常音並びに外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着

の有無

□ 冷蔵機器及び冷凍機器：異常音並びに外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無

第一種特定製品により冷蔵又は冷凍の用に供されている倉庫等における貯蔵又は陳列する場所の温度

- ❖ 設置場所の周囲の状況又は第一種特定製品の管理者の技術的能力により、検査を行うことが困難な項目については、可能な範囲内で検査を行うこと。
- ❖ 簡易点検の結果、漏えい又は故障等を確認した場合には、可能な限り速やかに、専門点検を行うこと。

各管理者において、管理している第一種特定製品の簡易点検を自ら又は委託により実施してください。

簡易点検の方法については、（一社）日本空調設備工業連合会発行の「業務用冷凍空調機器ユーザーによる簡易点検の手引き」を参考としてください。手引きは、[冷凍冷蔵ショーケース・業務用冷凍冷蔵庫編](#)及び[業務用エアコン編](#)の2つがあり、チェックシートも掲載されています。

簡易点検の結果については、「3(4) 第一種特定製品の点検及び整備に係る記録」の点検・整備記録簿に記録してください。

② 専門点検

簡易点検の結果、漏えい又は故障等を確認した場合に実施することとされており、次のとおり定められています

- ❖ 直接法、間接法※又はこれらを組み合わせた方法によること。

※直接法：発泡液の塗布、冷媒漏えい検知器を用いた測定又は蛍光剤若しくは窒素ガス等の充填により漏えいを検知する方法

間接法：蒸発器の圧力、圧縮器を駆動する電動機の電圧又は電流その他第一種特定製品の状態を把握するために必要な事項を計測し、定期的に計測して得られた値に照らして、異常がないことを確認する方法

- ❖ フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者が、検査を自ら行い又は検査に立ち会うこと。

簡易点検の結果、漏えい又は故障等を確認した場合、各管理者において、可能な限り速やかに委託等により実施してください。

「フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者」については、「3(2)④ 十分な知見を有する者」を参照してください。

専門点検の結果については、簡易点検の結果と同様、「3(4) 第一種特定製品の点検及び整備に係る記録」の点検・整備記録簿に記録してください。

③一定規模以上の第一種特定製品の定期点検

一定規模以上の第一種特定製品を対象に実施することとされており、次のとおり定められています。

❖ 第一種特定製品の種類及び規模に応じ、次のとおり実施すること。

第一種特定製品の種類	規 模	頻 度
エアコンディショナー	7.5kW以上50kW未満※	3年に1回以上
	50kW以上※	1年に1回以上
冷蔵機器及び冷凍機器	7.5kW以上※	1年に1回以上

※圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力。二以上の電動機又は内燃機関により圧縮機を駆動する第一種特定製品にあっては、当該電動機又は当該内燃機関の定格出力の合計。

❖ 異常音並びに外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無の検査並びに直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法によること。

❖ フロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知見を有する者が、検査を自ら行い又は検査に立ち会うこと。

各管理者において、管理している第一種特定製品の規模等を確認の上、上記の規模要件に該当する第一種特定製品を管理している場合、委託等により実施してください。

「フロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知見を有する者」については、「3(2)④ 十分な知見を有する者」を参照してください。

定期点検の結果については、簡易点検及び専門点検の結果と同様、「3(4) 第一種特定製品の点検及び整備に係る記録」の点検・整備記録簿に記録してください。

④十分な知見を有する者

岡山県における「3(2)② 専門点検」の「フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者」及び「3(2)③ 定期点検」の「フロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知見を有する者」は、「フロン類の性状及びフロン類の充填方法について十分な知見を有する者等の指定（平成27年岡山県告示第105号）」において示しています。

❖ 第一種冷媒フロン類取扱技術者

❖ 第二種冷媒フロン類取扱技術者

※圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が25kW以下のエアコンディショナー若しくは15kW以下の冷蔵機器及び冷凍機器に限る。

❖ 以下のいずれかの資格を有し、点検に必要な知識等の習得を伴う講習（環境省及び経済産業省が認めたものに限る。）を受講した者

・ 冷凍機械責任者免状交付者（第一種、第二種、第三種）

- ・ 冷凍空気調和機器施工技能士
- ・ 冷凍空調施設工事事業所の冷凍空調工事保安管理者
- ・ 冷凍空調技師
- ・ 自動車電気装置整備士（平成20年3月以降資格取得者、平成20年3月以前資格取得者でフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。）
※自動車に搭載された第一種特定製品に限る。
- ・ 高圧ガス製造保安責任者免状（冷凍機械以外）交付者（機器の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者に限る。）
- ❖ 第一種特定製品の冷媒の充填（整備や点検）に3年以上従事し、高圧ガス保安法やフロン排出抑制法を順守し違反したことがない者であって、点検に必要な知識等の習得を伴う講習（環境省及び経済産業省が認めたものに限る。）を受講した者

冷媒フロン類取扱技術者は、（一社）日本空調設備工業連合会及び（一財）日本冷媒・環境保全機構のホームページに資格取得者一覧が掲載されています。

- ❖ （一社）日本空調設備工業連合会ホームページ（第一種冷媒フロン類取扱技術者）
https://www.jarac.or.jp/qualification/01_qualified_list
- ❖ （一財）日本冷媒・環境保全機構ホームページ（第二種冷媒フロン類取扱技術者）
http://www.jreco.or.jp/2shu_shikaku_member.html

(3) 第一種特定製品からのフロン類の漏えい時の措置

第一種特定製品に故障又はフロン類の漏えい等を確認した場合に講ずるべき措置として、次のとおり定められています。

- ❖ 漏えいを確認した場合、漏えい箇所が特定された場合には、速やかに当該箇所を修理すること。
- ❖ 故障等を確認した場合、速やかに故障等に係る点検及び修理をすること。
- ❖ 漏えい又は故障等を確認した場合、漏えい箇所の特定又は修理の実施が著しく困難な場所に漏えいが生じている場合を除き、上記に掲げる点検や修理等を行うまでフロン類の充填を委託してはならない。
なお、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類を充填することが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から60日以内に当該漏えい箇所の修理を行うことが確実なときは、上記に掲げる点検や修理等を行う前に、1回に限り充填を委託することができる。

簡易点検、定期点検又は第一種フロン類充填回収業者からの通知等によって、第一種特定製品の故障又は第一種特定製品からのフロン類の漏えい等を確認した場合、各管理者において、委託等により措置してください

(4) 第一種特定製品の点検及び整備に係る記録

第一種特定製品の点検及び整備時の内容を記録することとされており、次のとおり定められています。

- ❖ 点検・整備に係る次の事項を記載すること
 - ・ 管理者の氏名又は名称（実際に管理に従事する者の氏名を含む。）
 - ・ 第一種特定製品の所在及び第一種特定製品を特定するための情報
 - ・ 冷媒として充填されているフロン類の種類及び量
 - ・ 点検・修理の実施年月日、実施者の氏名（法人名を含む。）並びに点検・修理の内容及びその結果
 - ・ 漏えい等が確認された場合における速やかな修理が困難である理由及び修理予定時期
 - ・ 整備が行われる場合において冷媒としてフロン類を充填・回収した年月日、第一種フロン類充填回収業者の氏名（法人名を含む。）並びに充填・回収したフロン類の種類及び量
 - ・ 廃棄等が行われる場合において、フロン類の引取り又はフロン類が充填されていないことの確認を行った年月日、引取り又は確認を行った第一種フロン類充填回収業者の氏名（法人名を含む。）
- ❖ 第一種特定製品の整備者又は第一種フロン類充填回収業者から、整備に際して点検・整備記録簿の提示を求められたときは、速やかに、これに応じること。
- ❖ 整備又は廃棄等を行う際、第一種特定製品に製造業者等が表示したフロン類以外の冷媒が現に充填されている場合は、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者等に対し、点検・整備記録簿を提示すること等により、現に充填されている冷媒の種類を説明すること。
ただし、現に充填されている冷媒の種類を見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で表示している場合は、この限りでない。
- ❖ 売却する場合、点検・整備記録簿又は写しを売却相手に引き渡すこと。

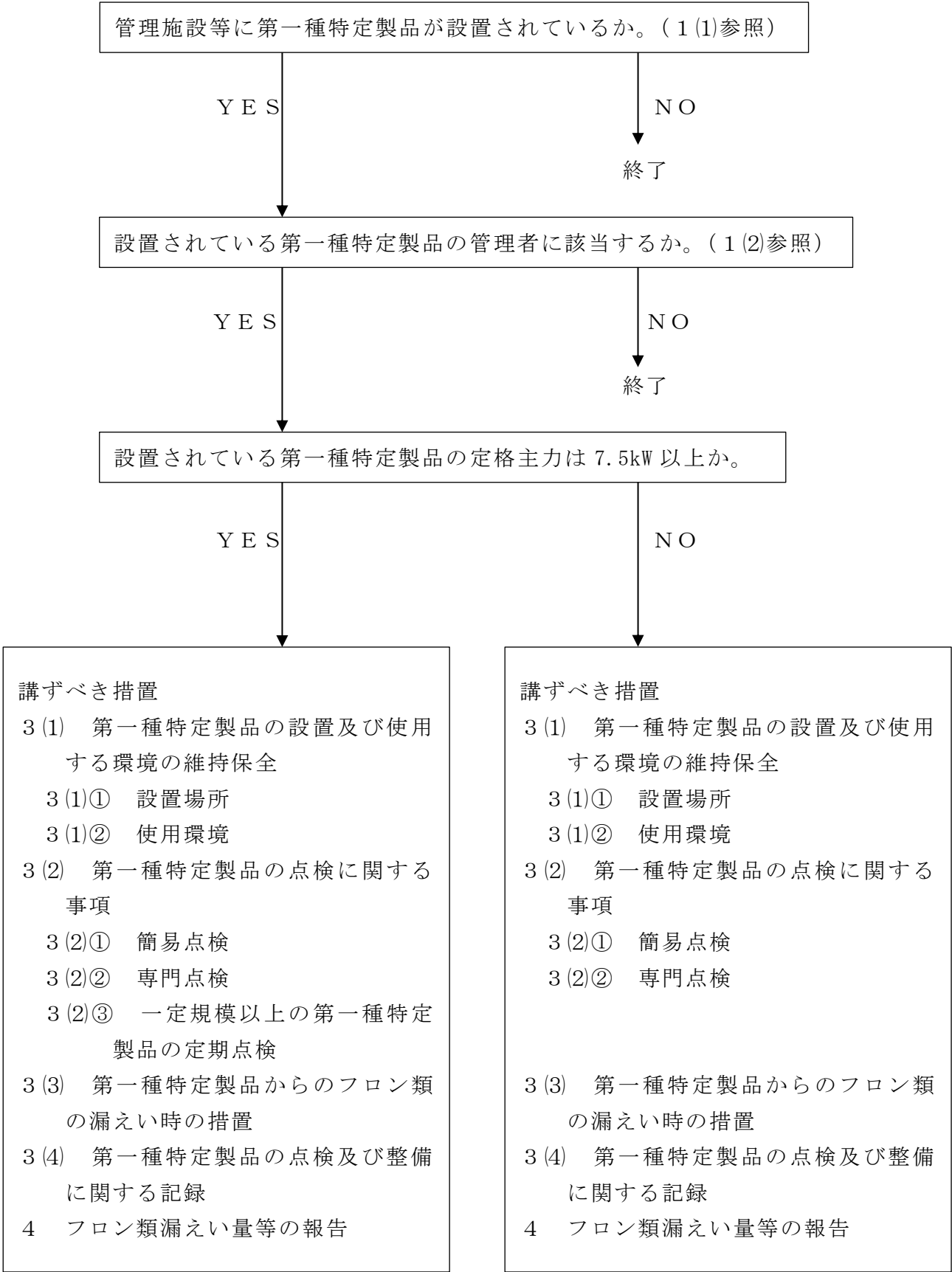
各管理者において、第一種特定製品ごとに点検・整備記録簿を備え、廃棄等を行い、第一種フロン類充填回収業者への引渡しが完了した日から3年間保存してください。点検・整備記録簿は、電子記録をもって記録簿に代えることができます。

なお、点検・整備記録簿の様式に定めはありませんが、（一社）日本冷凍空調設備工業連合会が例を定めていますので、参考としてください。

4 フロン類漏えい量等の報告

法改正により、フロン類漏えい量が相当程度多い第一種特定製品の管理者は、毎年度、フロン類漏えい量等を事業所管大臣に報告しなければなりません。

「第一種特定製品の管理者」の講ずべき措置等への 対応フローシート



【廃棄等時の対応】

